

京都市介護保険法に基づく事業及び施設の人員，設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例(平成30年6月11日京都市条例第 9 号) (保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室介護ケア推進課)

指定地域密着型サービス事業者の申請者は，法人であることとされていましたが，一般の介護保険法施行規則の改正において，看護小規模多機能型居宅介護のサービス供給量確保の観点から基準が緩和され，看護小規模多機能型居宅介護に係る指定の申請に限り，病床を有する診療所を開設している者についても認めることとされたことから，本市においても，介護保険法施行規則の改正に併せ，申請者の要件を緩和することとしました。

この条例は，公布の日から施行することとしました。

京都市介護保険法に基づく事業及び施設の人員，設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成30年6月11日

京都市長 門川 大作

京都市条例第 9 号

京都市介護保険法に基づく事業及び施設の人員，設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例

京都市介護保険法に基づく事業及び施設の人員，設備及び運営の基準等に関する条例の一部を次のように改正する。

第10条中「法人」の右に「又は病床を有する診療所を開設している者（複合型サービス（介護保険法施行規則（以下「規則」という。）第17条の12に規定する看護小規模多機能型居宅介護に限る。）に係る指定の申請を行う場合に限る。）」を加える。

第38条の9第1項中「介護保険法施行規則（以下「規則」という。）」を「規則」に改める。

附 則

この条例は，公布の日から施行する。

（保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室介護ケア推進課）